

【特集】自治体における地域療育の課題

特集にあたって

中村 尚子

本 特集の扉には、児童憲章（1951年）を置きたい。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで重んぜられる。

こう述べた前文のもと、憲章には「児童の幸福をはかる」ために社会がとるべき道が簡潔に描き出されている。その内容は、半世紀以上の歳月を経た今日、国際的な人権保障の発展によって、子どもの権利として条約に結実しているといえるが、憲章や条約が子どもに約束した社会が実現しているのか、あらためて問うのが、本特集の大きなねらいである。

その上で、本特集はつぎのような特徴がある。

一つは、特集のテーマを1970年代以降の発展の中でとらえる視点をもっていることである。本誌は創刊以来、障害の早期発見・早期対応、保育所の役割、地域療育など、子どもの生命と健康、発達を保障する社会のしくみを創造する実践や運動に資することをねがい、研究を深化させる特集を組んできた。今号もその一環であり、今日の情勢のもとでの到達点と課題を明らかにしようと試みた。したがって、執筆いただいた論文・報告のほとんどが、おおよそ1970年代からはじまる障害の早期発見や地域療育システムづくりの経過について、ていねいに述べてくださった。今日この分野を担う20代、30代の人びととともに、なぜいま療育の質が問われるのか、現行制度の下での公的責任とは何かについて、事実にもとづいて学びたい。

二つめは、1990年代以降顕著になった公的責任の縮小という政策動向の下での課題を探ることである。21世紀に入って、障害乳幼児の保育や療育に関係する法制度が改編され、実践はもちろんのこと、子どもと保護者の日常にも影響が及んでいる。これらの制度改編は、自治体の創意工夫によって生み出し積み上げてきた障害乳幼児施策の展開にも困難をもたらしている。本号の諸論文を通じて、療育の入口において公的責任が等閑視される傾向にあることや「療育」の看板を掲げていても質的に疑わしい事業所が存在することなど、さまざまな実態が詳らかにされ、その根本にある政策動向を見抜くことが可能になったと考える。こうした情勢の下にあっても、障害福祉、子育て支援の双方において、市町村は施策の実施主体とされている以上、よりいっそう、地域の実態にあった療育システムをつくりあげていかなければならない。

最後に、「子ども」に対する「自治体における地域療育の課題」について特別に考えるという視点を重視した。子どもが権利の主体として尊重されるためには、社会が同時に子どもを保護するしくみを整備しなければならない。その責任の一片でも親に委ねたとき、必ずほころびが生じる。どこで生まれたかによって健やかに育つ権利の保障に格差があってはならない。そのことを改めて問う特集である。

特集を囲んだ学習の輪が広がることを願っている。

（立正大学 なかむら たかこ）